

## **たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画**

**令和元年6月1日告示**

(たつの市教育委員会告示第8号)

**令和2年12月25日告示**

(たつの市教育委員会告示第19号)

**令和3年12月28日告示**

(たつの市教育委員会告示第16号)

**令和5年12月28日告示**

(たつの市教育委員会告示第16号)

**兵庫県たつの市**

## 目 次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>1. 保存活用計画の基本事項</b>                 |    |
| 1) 保存活用計画の基調                          | 1  |
| 2) 保存地区の名称・面積・範囲                      | 1  |
| <b>2. 保存地区の保存に関する基本計画</b>             |    |
| 1) 保存地区の沿革                            | 1  |
| 2) 保存地区の現況                            | 3  |
| 3) 保存地区の特性                            | 5  |
| 4) 伝統的建造物群の特性                         | 6  |
| 5) 保存の方向                              | 7  |
| 6) 保存の内容                              | 8  |
| <b>3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定</b>    |    |
| 1) 伝統的建造物                             | 8  |
| 2) 環境物件                               | 9  |
| <b>4. 保存地区内における建造物及び環境物件の保存整備計画</b>   |    |
| 1) 保存整備の方向                            | 9  |
| 2) 伝統的建造物の修理                          | 9  |
| 3) 伝統的建造物以外の建造物の修景                    | 9  |
| 4) 環境物件の現状維持及び復旧                      | 9  |
| <b>5. 保存地区内における建造物及び環境物件に係る助成措置等</b>  |    |
| 1) 経費の補助                              | 9  |
| 2) 技術的援助                              | 9  |
| 3) 保存団体等への助成                          | 10 |
| 4) 固定資産税等の軽減                          | 10 |
| <b>6. 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備</b> |    |
| 1) 管理・拠点施設等                           | 10 |
| 2) 防災計画策定・防災施設等                       | 10 |
| 3) 環境の整備等                             | 11 |
| 4) 周辺環境の整備                            | 11 |
| 5) 保存地区の活性化                           | 11 |

たつの市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 30 年たつの市条例第 21 号）第 3 条の規定に基づき、たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

## 1. 保存活用計画の基本事項

### 1) 保存活用計画の基調

この保存活用計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とする。

### 2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：たつの市龍野伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 15.9 ヘクタール

保存地区の範囲：たつの市龍野町大字大手の全域、並びに大字門の外、大字上川原、大字旭町、大字水神町、大字下川原、大字立町、大字本町、大字川原町及び大字上霞城の各一部（別図 1）

## 2. 保存地区の保存に関する基本計画

### 1) 保存地区の沿革

#### （先史・古代）

保存地区周辺は、2006 年の埋蔵文化財発掘調査によって弥生土器や須恵器が検出されており、当地での人々の生活が弥生・古墳時代に遡ることがわかった。背後の<sup>だいやま</sup>臺山には数基の古墳が知られ、龍野小学校にも石棺が保存されている。

また、『播磨国風土記』によれば、<sup>はにしのみすくね</sup>土師弩美宿禰（<sup>のみすくね</sup>野見宿禰）が出雲国との往來の途中、この地で病没し、「出雲から人々が来て、川石を手渡しで運び上げて墓を作るため野に立ち並んだ」と記している。この故事から、付近が「立野」と呼ばれ、これが「龍野」の地名由来となっている。

#### （中世）

中世播磨に現れた赤松氏は播磨国守護となったものの、嘉吉の乱（1441 年）でいったん滅び、播磨国を奪われた。しかし、応仁・文明の乱（1467～77 年）の頃に赤松家再興を認められ、本国播磨を取り戻した。播磨の戦国時代を生きぬいた赤松一族は、播磨一帯に幾つもの山城を築いた。

たつの市内では、嘉吉の乱の舞台となった<sup>きのやまじょう</sup>城山城がよく知られている。保存地区の背後、城山城と尾根続きの<sup>けいろざん</sup>鷲籠山には龍野城が築かれ、遺構が 16 世紀代の特徴を有している。龍野城は<sup>むらひで</sup>赤松村秀が築いたとされており、以後、<sup>まさひで</sup>政秀、<sup>ひろさだ</sup>広貞、<sup>ひろひで</sup>広英と赤松氏が城主を受け継いでいる。

天正 5 年（1577 年）、赤松広英は羽柴秀吉に龍野城を明け渡す。赤松氏以後の龍野城は、蜂須賀

正勝、福島正則、木下勝俊、小出吉政等、城主が短期間で入れ替わるが、蜂須賀は秀吉から 5 万 3 千石を与えられたという。

### (近世)

その後、池田輝政が播磨を統治したころ、姫路城の支城となった龍野城は池田家家臣が城代を務めた。文禄 4 年（1595 年）絵図には、本町や川原町にあたる一帯に人家が密集して描かれているほか、慶長 5 年（1600 年）の禁制には「播州立野惣町中」の言葉がみえる。したがって、龍野城下町の成立が文禄以前に遡ることはほぼ確実である。

元和 3 年（1617 年）、姫路藩から龍野藩が独立する。17 世紀前半頃から龍野城は、山頂の山城から山麓（平城）へ機能が徐々に移っていったと考えられる。しかし、寛文 12 年（1672 年）に脇坂安政が入封したころの平城は荒廃していた。脇坂氏は幕府の許可を得て平城を整備し、以後、明治維新まで約 200 年間、脇坂氏の手によって龍野城や城下町の整備が進められることとなった。

### (近・現代)

明治 4 年（1871 年）に龍野城は廃城、廃藩置県により龍野県となり、その後、姫路県、飾磨県を経て兵庫県に編入される。

近世の揖保川に橋はなかったが、明治 23 年（1890 年）に龍野と対岸の小宅を繋ぐ玉川橋が架かり（現在の龍野橋と旭橋の中間位置）、明治 42 年（1909 年）に樟津橋が開通し（現在の龍野橋の位置）、同年、樟津橋東詰に播電龍野駅（龍野電気鉄道株式会社）が置かれた。

旧市街の龍野は、明治 22 年（1889 年）の町村制施行までは揖西郡龍野町であった。昭和 23 年（1948 年）に小宅村と合併し、改めて龍野町が発足する。昭和 26 年（1951 年）に龍野町は周辺 4 か村と合併して龍野市となり、さらに、平成 17 年（2005 年）10 月に揖保郡新宮町、同揖保川町、同御津町と合併してたつの市が発足した。

高度経済成長期に地方でも都市化が進む中で、開発余地のなかった龍野ではなく揖保川左岸の小宅において市街地が形成された。保存地区を擁するコンパクトな龍野では開発が抑えられ、生活利便性の低下や空き家の増加といった問題を抱えていた。一方、町並み保存・整備の様々な取組が行われたこともあり、近世の町割りに沿って町家や寺院、醤油蔵、武家屋敷のある特色ある町並みが残され、城下町の風情が守られたのである。

### (町割りの形成)

龍野城下町の成立は、先述したように文禄以前に遡り、以後の絵図が複数残されている。町割りが解読できる絵図で、最も古い京極時代の絵図とされる『播州立野城図』（1640～50 年代頃）には、既に城下町の原型がうかがわれる。17～18 世紀に描かれた複数の絵図を見ると、山麓の城に近い南西側の十文字川扇状地が武家地、南側の沖積低地が町人地となって、主な通りや水路といった町割りが今日に残る状態で描かれている。既に、町人地が面として広がり、「龍野五町」と言われた上川原、下川原、横町（現在の大手）、立町、下町（現在の本町）が確認できる。

寛文 12 年の「播州龍野之絵図」には、町家の戸数が 334 軒を数え、酒屋、醤油屋、その他 40

種に及ぶ職種がみえ、活発な商活動がうかがえる。また、近世の地誌『龍野志』によると、毎月三と九の日に市が開かれていたことが記されている。

寛政 10 年（1798 年）『龍野惣絵図』は最も詳細で、絵図としては最大である。この頃までに町人地の拡大がみられ、龍野五町の北側では畑地であった土地が宅地に、南側ではかつて武家地であった土地が一部を残して町人地へと変化し、揖保川の自然堤防の上にも町人地が広がっている。

### （醤油醸造）

龍野藩は、醤油醸造業や素麺製造業を保護育成に務めたとされる。龍野の醤油生産は、16 世紀後半に始まったといわれ、寛文 6 年（1666 年）頃、それまでの醤油に比べて色の薄い淡口<sup>うすくち</sup>醤油の製造技術が確立したとされる。醤油生産が確認できるのは、元禄 2 年（1689 年）の史料『有物覚』（円尾家文書）である。史料は「すみ醤油」が原料とともに記載され、17 世紀後半において、醤油が商品として生産されていることを示している。こうした歴史の上に、龍野の淡口醤油は食物素材を生かす醤油として、味を尊重する人々の好評を博し、隆盛を極めることとなった。

明治時代以降も龍野の醤油醸造業はますます発展し、四大醤油生産地（龍野、野田、銚子、小豆島）の一つに数えられるまでになった。現在の生産量は、我が国全体の約 5%であるが、そのうち、淡口醤油については、約 30%で全国 1 位である。

## 2) 保存地区の現況

### （昭和における町並み保存・整備の取組）

保存地区に、歴史的町並みが残されているのは、約半世紀に及ぶ旧城下町全域での町並み保存・整備の様々な取組の結果でもある。

高度経済成長期が終わる頃から全国各地で町並み保存・再生運動が活発となり、龍野旧城下町の町並みも、まちの内外から関心を持たれて、昭和 47 年（1972 年）に「城下町龍野を守る会」が発足する等、町並みは後世に引き継ぐべき貴重な歴史文化遺産と認識されるようになった。

昭和 50 年（1975 年）頃から、地元の郷土史家や建築家、企業家等による町並み保全への地道な取組が進められ、アンケート調査の実施や座談会の開催等が行われている。同じ頃、詩人による「龍野～ふるさと文学散歩」と新建築家技術者集団兵庫支部のグループによる「兵庫の町並み」が出版された。

昭和 54 年（1979 年）には、日本建築学会近畿支部のメンバーが、町並み保全のための調査及び市民の理解と協力を得るための啓発の必要性を市に提起した。それを受けて市教育委員会は、昭和 55 年（1980 年）から翌年までにかけて、「龍野のまちなみ～龍野市文化環境・歴史的景観調査」をとりまとめた。

昭和 56 年（1981 年）に「龍野のまちなみ保存対策協議会」が発足し、翌年に伝統的建造物群保存対策調査報告書としてまとめられた「歴史と文化の城下町龍野～まちなみの保全・再生にむけて」では、学術的調査と協議会での検討を通じて、龍野地区全体が文化環境として貴重な存在であり、その中に伝統的建造物群保存地区として保全する意義と必要性が確かめられる一画があることが明

らかにされ、保全修景の方向も示された。

また、同年に霞城文化自然保勝会が結成された。この団体は、龍野地区の文化遺産と自然の保全に努めることを目的としており、現在もそうした活動を行っている。

昭和 60 年（1985 年）には「第 8 回全国町並みゼミ」が龍野で開催された。同年に「小京都」と呼ばれる地域が集まる「全国京都会議」の結成に参加し、現在も継続している。昭和 63 年（1988 年）には市教育委員会に町並み対策室が設置され、「町並み保存推進協議会」が発足した。

町並み保全への関心と気運が高まる中で、平成元年（1989 年）にまとめられた「生きた城下町博物館都市・龍野～歴史を生かしたまちづくりに向けて」では、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指して町並み整備方針と修景基準案が示された。

しかしながら、当時のこうした取組にもかかわらず地元合意には至らず、重要伝統的建造物群保存地区の取組は実現しなかった。それでも、旧城下町での町並み保全・整備の取組は、今日まで継続している。

#### **（平成における町並み保存・整備の取組）**

平成 2 年（1990 年）に都市景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号。現在は景観の形成に関する条例（平成 5 年兵庫県条例第 16 号））に基づく制度である都市景観形成地区（現在は歴史的景観形成地区）に旧城下町の区域が龍野地区として指定された。

平成 4 年（1992 年）にはマンション建設問題を契機とした地元要望により、建築物の高さの基準が追加された。

平成 12 年（2000 年）に「町並み保存推進協議会」が発展的に解消し、「龍野地区まちづくり協議会」が発足した。

平成 20 年（2008 年）にうすくち龍野醤油資料館と同別館（ともに保存地区内）が、平成 27 年（2015 年）に龍野城（保存地区外）が兵庫県の景観形成重要建造物に指定された。この龍野城は、江戸後期に描かれた絵図等を参考に、昭和 50 年（1975 年）から再建に着手し、5 年後に完成したものである。

平成 23 年（2011 年）に「龍野地区まちづくり協議会」に伝建部会が発足した。同年に「NPO 法人龍野町家再生プロジェクト」が発足し、町家等の再生・活用を通じて伝統的な町並み景観の保全と地域の活性化に寄与する活動を行っている。

平成 23～27 年（2011～2015 年）において、地元住民、市、県の協働による景観形成計画の策定（景観基準の見直し）が行われ、「景観ガイドライン」として冊子が発行された。

平成 29 年（2017 年）には「龍野旧城下町現況把握調査報告書」がまとめられた。

平成 29 年（2017 年）にオープンしたたつの市醤油の郷大正口マン館は、うすくち龍野醤油資料館別館を市が購入し観光交流施設として整備したもので、前年に国の登録有形文化財となっている。

平成 30 年（2018 年）に重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す地区住民組織である「龍野町並み保存会」が発足した。

### **(町並み整備事業の実績)**

景観形成地区では町並み整備助成事業を実施しており、平成 7～令和 4 年度（1995～2022 年度）において、建物や門・塀の修理・修景に対して計 64 件の助成実績がある。

また、国土交通省の街なみ環境整備事業を平成 6～25 年度（1994～2013 年度）に旧城下町の区域で行い、平成 10 年（1998 年）にたつの市かどめふれあい館、平成 25 年（2013 年）にかどめ公園を整備したほか、道路修景整備（道路側溝、石張舗装、研磨舗装、街灯の整備、商店街アーケード撤去等）等を実施した。

## **3) 保存地区の特性**

### **(現代に受け継がれている町割りと地割り)**

保存地区の町割りは、城下町が形成された京極時代から現代に至るまでほぼ変わらず、地割りについても、寛政 10 年（1798 年）の絵図と現在に大差なく、約 200 年後の現代まで受け継がれていることが大きな特徴となっている。

### **(町割りの状況)**

江戸時代に描かれたいくつかの絵図と現状を比較することで、城下町の町割りの現在に至る変遷が分かる。

山の麓、城下の南西部には武家屋敷が分布し、城下町の中心部から川岸にかけて町人地が広がるという基本構造は、京極時代（1637～58 年）の最古の絵図から今日まで大きくは変わらない。

道筋については、京極時代の絵図から寛政 10 年（1798 年）の絵図、さらに現在の土地基本図に至るまでの間、細かな路地の有無等の変化があるものの、主要な通りにおいてはおおむね変化はなく、近世前期からの道筋を今もよく受け継いでいる。

町の中を流れる水路に関しても、絵図によって描き方に多少のズレは見られるものの、大きな変化はない。

寺社は、京極時代以降に増えるが、宝暦 2 年（1752 年）の絵図から現在までその位置は大きく変わっていない。

### **(地割りの状況)**

寛政 10 年（1798 年）の絵図には、各敷地の間口幅と奥行きが記録されていて、絵図に記載のある宅地部分を現状と比較することで、旧城下町における宅地の地割りがどの程度まで受け継がれているのかが分かる。

保存地区内（門の外、上川原、下川原、大手、立町、本町、川原町、上霞城の 8 町）においては、寛政 10 年（1798 年）の宅地の間口割りと一致する宅地は、地区全体の約半数となっており、絵図の頃から 200 年以上を経た現在でも、旧町人地の中心区域であった保存地区内では、地割りが良く維持されていると言える。

### **(地区別特性)**

上川原は、通りが緩やかに折れ曲がり、その結果生み出される台形の敷地に建つ町家は、敷地の

変形に対応して土間空間が広がり、不整形な平面形を形づくっている。町家は、中・小規模のものが多く、現在も醤油工場が稼働しており、煉瓦造の煙突等独特の町並みを形成している。

下川原は、上川原同様、大きな町家はなく、中・小規模の町家が軒を連ねている。かつては通りにアーケードがかかり、西播磨の中心商店街であったが、アーケードが撤去された現在は保存地区の中心を成す町家の町並みを形成している。

大手には、大規模な元醤油本社工場や4つの寺院があり、浦川沿いの醤油蔵等保存地区にとって重要な町並みを形成している。

本町は、武家地と町人地の接点に当たるところであり、江戸時代より地割りの規模が大きく、現在も18世紀に遡る大型の古い町家が残る。十文字川に沿って優れた歴史的町並みを形成している。

#### 4) 伝統的建造物群の特性

保存地区における伝統的建造物は、町家が大半を占めている。また、龍野の地場産業としての醤油関係施設が大きな建造物として特徴的である。

##### (町家)

町家は、18世紀中期から昭和初期まで約250年間にわたるものが現存していて、外観形式においては、1階の内法方式、2階の開口部方式、壁面・軒裏等時代による多様な形式があり、漆喰の外壁や板張りの腰壁、虫籠窓や出格子窓等様々な伝統様式がみられる。

1階外観は、次の3つの形式に分類できる。すなわち、出格子を持つ形式のもの、背の高い平物をわたして戸袋以外を開放できる形式のもの、板張り、タイル張り、石張り等の腰壁を持つ形式のものである。

腰壁形式のものは、大正末期から昭和20年代前半にかけて、出格子の形式や開放できる形式から改造されたものも多い。また、比較的間口の広い大型町家を中心に複数の外観形式を持つものがあり、町家景観の多様性の一因となっている。

2階外観は、虫籠窓、出格子窓、金属格子（虫籠窓、出格子窓）、戸袋付雨戸引、ガラス窓等多様な意匠が今も残っており、保存地区の町並みを特徴づけている。

また、保存地区内の町家の外観では、本瓦葺きが大きな特徴の一つとなっている。1階底部、大屋根部に用いられており、江戸期の町家は本瓦葺きであったことが分かっている。明治以降、棧瓦が用いられるようになったが、現在でも、通りに面した本瓦葺きの町家は、重厚な町並みとして保存地区を特徴づけている。

町家の平面の基本形は、片方に表から裏へ抜ける通り庭（土間）をとり、その土間と平行して居室を配列したもので、居室を3つ並べる1列3間どりや、2つ並べる1列2間どりが標準的であるが、2列6間どり、2列4間どり、店舗の棟と居室の棟を表裏に分離して配し、両棟の間に中庭とゲンカンの間をはさむもの等多様な平面形式が存在する。居室間口の幅は、部屋の大きさによって決定されるが、土間は自由度があり、土間空間の幅によって様々な間口幅の敷地に対応している。例えば、上川原のようにゆがんだ敷地では、居室は矩形であるが、土間空間は不整形な敷地に沿っ



て配されている。

町家は、基本的には敷地の間口の幅いっぱい建てられ、通りに面してミセが置かれ、その多くが平入りの2階建てとなっている。ミセの上部は2階となっており、建設時期や用途によりツシニ階、本二階で構成されている。1階と2階の間には瓦葺きの軒・庇が設けられ、2階屋根庇と共に水平ラインが連続する美しい町並みが形成されている。

#### **(醤油関係施設)**

中世に始まり現代も続く龍野醤油製造業は、龍野の地場産業として地域ブランドともなっており、伝統的建造物として今も残る施設は、地区内において大きな敷地を占め、煉瓦造りの煙突や醤油蔵は、町家の中にあって規模も大きく保存地区内のランドマークとなっている。

醤油関係施設は、保存地区内では、上川原、門の外には現役の工場として、大手、上霞城に資料館等として現存している。

#### **(その他の建造物)**

保存地区内には、高塀と門構えを持つ屋敷型住宅、寺院、洋風住宅が伝統的建造物として存在し、町家を主体とする景観に点景を添え、印象付ける重要な要素となっている。

### **5) 保存の方向**

保存地区は、約400年前の城下町の町割りをほぼそのまま継承しており、また、建築物としては、18世紀中期から昭和初期までの約250年間の町家が連続的に現存している。

この点が保存地区の歴史的町並みの特徴であり、特に町家の外観は、建てられた年代と改修の時期により多様な形式が併存している。

保存地区を含む旧城下町地区では、景観形成計画が策定される等、町並み形成の取組が進められてきた。

これらの地区の特性や取組を踏まえ、町割りと建築物の位置・規模からなる町並みのスケール感をできるだけ継承していくとともに、町家の多様な外観の形式を選択できるような保存の方法を考慮する。

保存地区の保存に際しては、龍野の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区住民や市民、行政関係者、町並み保存やまちづくりの専門家等が協力支援体制を築き、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保存を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。

なお、保存に当たっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を生かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

### **6) 保存の内容**

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家及び屋敷型住宅、保存地区の大きな特徴の一つである醤油関係施設、寺院建築等の建築物及び門、塀等の工作物

を「伝統的建造物」とする。なお、その決定は、別項3の具体的基準に照らして行う。

- ② 保存地区を特色づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。なお、その決定は、別項3の具体的基準に照らして行う。
- ③ 保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理については、「修理基準」を定める。
- ④ 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を定める。
- ⑤ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景及び環境物件以外の物件の修景については、「修景基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に合致したものとす。
- ⑥ 歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとす。
- ⑦ 上記の修理、復旧、修景、許可に係る基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。
- ⑧ 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に対し、適切な助成措置を講ずる。
- ⑨ これらの取組の遂行に当たっては、市長、教育委員会及び保存地区の住民等が協力して進める。

### 3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

#### 1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

- ① 建築物は、おおむね昭和20年までに建築されたもので、伝統的な町家建築及び屋敷型住宅の主屋、離れ、土蔵及び納屋、醤油関係施設の諸特性をよく現していると認められるもの、伝統的な寺院建築（門を含む。）の特性をよく現していると認められるもの、並びに洋風建築のうち、別表1に示す物件とする。その位置及び範囲は、別図2に示すとおりとする。
- ② 工作物は、伝統的な寺院建築、町家建築及び屋敷型住宅と一体を成すもので、おおむね昭和20年までに築造され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる門、塀等のうち、別表2に示す物件とする。その位置及び範囲は、別図6に示すとおりとする。

#### 2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体を成して歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地等とする。

### 4. 保存地区内における建造物及び環境物件の保存整備計画

#### 1) 保存整備の方向

保存地区内には、比較的よく原状を維持している建造物が多いが、改造や経年による老朽化や破

損もみられる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、地区住民の理解と協力の下、快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理及び伝統的建造物以外の建造物に係る修景を進め、保存地区全体の価値を高める。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体等と連携して、計画的に保存整備を進める。

## 2) 伝統的建造物の修理

- ① 伝統的建造物の保存整備については、外観を維持するために、別表3に示す修理基準に基づく修理を行う。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ③ 保存修理に当たっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上を図るよう努める。

## 3) 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別表4に示す修景基準及び別表5に示す許可基準を適切に運用して修景を行う。

## 4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別表3に示す修理基準に基づき保存整備に努める。

## 5. 保存地区内における建造物及び環境物件に係る助成措置等

### 1) 経費の補助

保存活用計画に基づく事業に対し、別に定める「たつの市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付規則」により必要な補助を行う。

### 2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係る設計相談等必要な技術的援助を行う。

### 3) 保存団体等への助成

保存地区住民等により組織された保存団体の活動や伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体の保存に係る活動に要する経費に対し、必要な補助を行う。

#### 4) 固定資産税等の軽減

保存地区内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。

### 6. 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備

#### 1) 管理・拠点施設等

保存地区内には既に、「たつの市かどめふれあい館」「かどめ公園」「たつの市醤油の郷大正口マン館」や民間の「うすくち龍野醤油資料館」等が整備されているが、これら既存施設の活用や、伝統的建造物等の所有者、地元組織やNPO等との連携による空き家の保存活用により、保存地区に係る情報の発信、見学者等との交流、調査研究等を行うことができる拠点の整備に努めるものとする。

また、保存地区の町並みに対する理解を促し、保存の意識を啓発するために、必要な標識や案内板等を設置する。

#### 2) 防災計画策定・防災施設等

保存地区内には、既に地下式消火栓の設置や防火水槽（40t）の整備等、災害に対する一定の備えを行っているものの、伝統的な木造建築が密集し、防火面で脆弱な面がある。また、災害時の活動を担う地域住民の高齢化問題も生じており、その対策も十分とは言えない。町並み保存を進めるに当たっては、ソフト・ハード両面の防災強化が必要となる。したがって、保存地区住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、龍野の町並みの保存及び活用を推進するために、保存地区にふさわしい総合的な防災計画を次の事項を含めた形で早期に策定し、災害に対する安全確保に努めるものとする。

- ① 災害を未然に防ぎ、災害を最小限とするため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努めるとともに、自衛消防組織との連携を図る。
- ② 災害に強い保存地区づくりを進めるため、初期消火及び延焼防止を目的とした消火栓等の消火設備の設置や増設に努める。さらに、保存地区内の消防水利を確保するため、必要に応じ防火水槽等の増設を図る。
- ③ 災害時の緊急連絡や各種情報の収集を迅速に行うための地域防災情報伝達システムの整備を図る。
- ④ 保存地区が協力して行う初期消火訓練や、高齢者を含めた避難のための体制や避難路の確認等地域住民が参加した取組を強化する。
- ⑤ 地震に備えるため、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景に併せて耐震性の向上に努める。

#### 3) 環境の整備等

保存地区において歴史を生かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るよう努める。

- ① 既に「街なみ環境整備事業」等で保存地区内の路面の舗装、側溝の改良等は進んでいるが、今後さらに保存地区の歴史的風致に調和したものになるように努める。特に保存地区内を流れる水路は、龍野城下町の初期から存在するものであり、景観上や防災上からも非常に重要であることから、歴史的な履歴に基づき、一体的な保存整備に努める。
- ② 電柱、架線等は、保存地区の歴史的風致を阻害しないよう、関係者及び関係機関の協力・支援を得ながら、移設、埋設等の整理に努める。
- ③ 通りに設置する街路灯については、保存地区にふさわしい形態、色彩等に配慮する。
- ④ 建築物等に設置する広告、看板、設備等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。
- ⑤ 保存地区の活性化を図るために行うイベント等に使用されるのぼり等についても、保存地区の歴史的風致を損なわないようデザインや色彩等に配慮する。
- ⑥ 保存地区内の空き家等建造物の活用を促進する。

#### 4) 周辺環境の整備

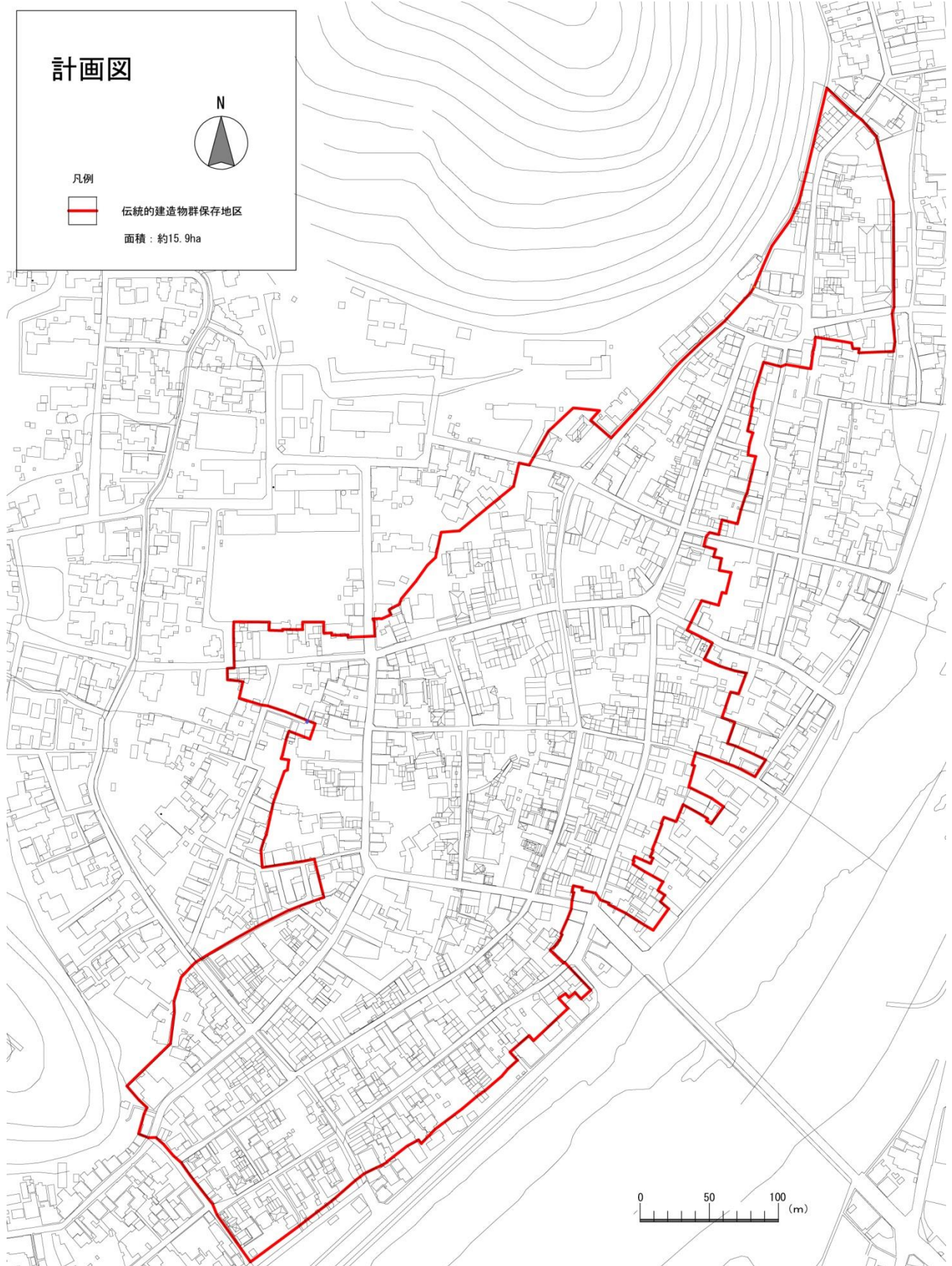
保存地区の周辺には、伝統的建造物が数多く点在し、城下町としての歴史的風致を形成していることから、これらの中でも歴史的価値の高いものは、文化財保護法や県・市条例に基づく文化財建造物の指定や登録文化財制度を活用し、保存活用を図るものとする。

また、保存地区の周辺地区は、景観の形成等に関する条例に基づく歴史的景観形成地区に指定されていることから、この制度を活用して、保存地区の緩衝地帯（バッファゾーン）として、保存地区と調和のとれた環境整備を推進する。

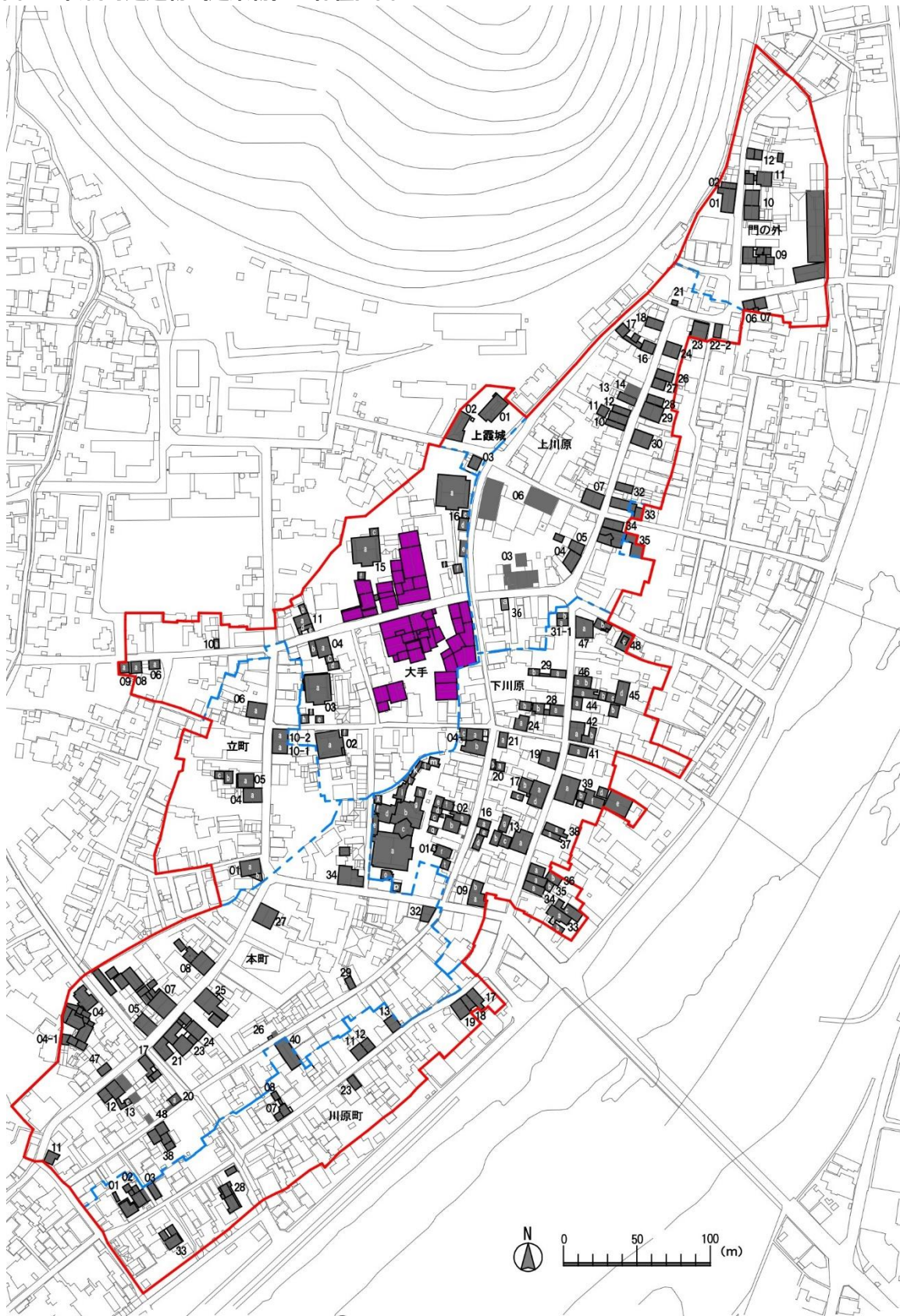
#### 5) 保存地区の活性化

保存地区の歴史的風致の維持・向上とともに、住民の生活環境の向上、観光等による地域の活性化を図る。そのためには、保存地区を核とし、周辺地区を含めた龍野地区全体の取組が不可欠であり、住民と行政との協力により龍野地区全体のまちづくりを推進する。

別図 1 : 伝統的建造物群保存地区範囲図

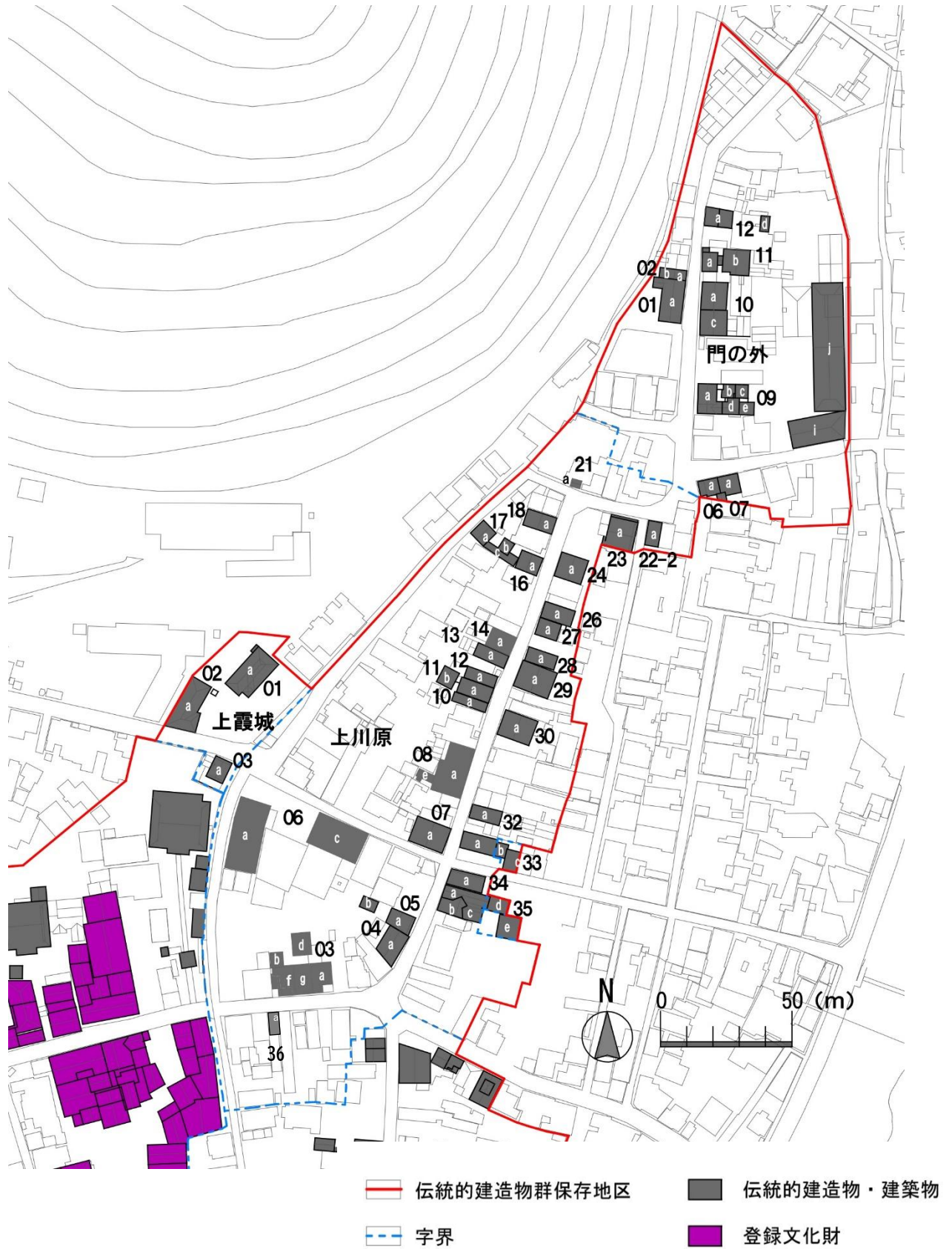


別図 2：伝統的建造物（建築物）全体位置図



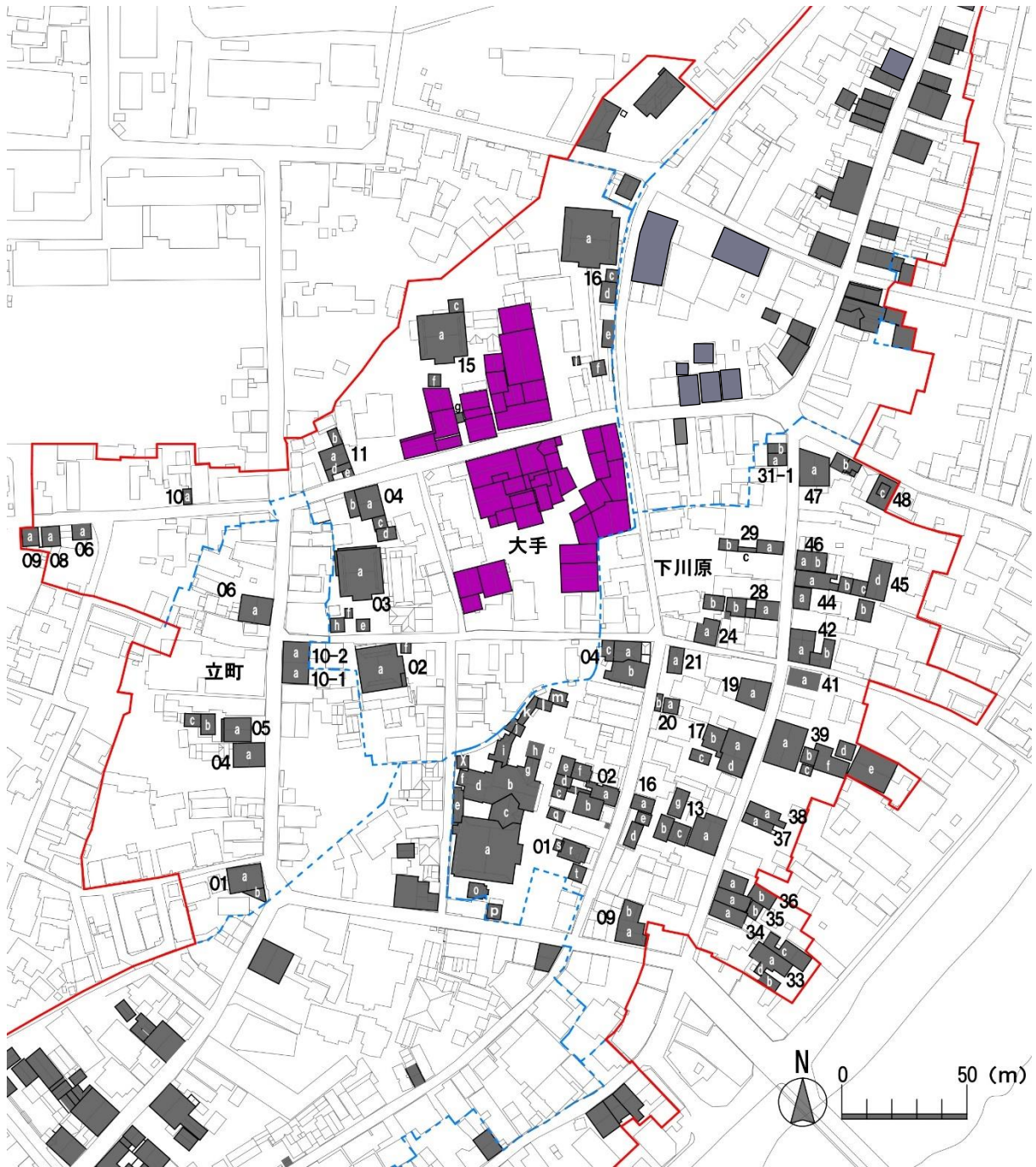
- |   |  |
|---|--|
|  伝統的建造物群保存地区 |  伝統的建造物・建築物 |
|  字界          |  登録文化財      |

別図 3 : 伝統的建造物（建築物）位置図その 1



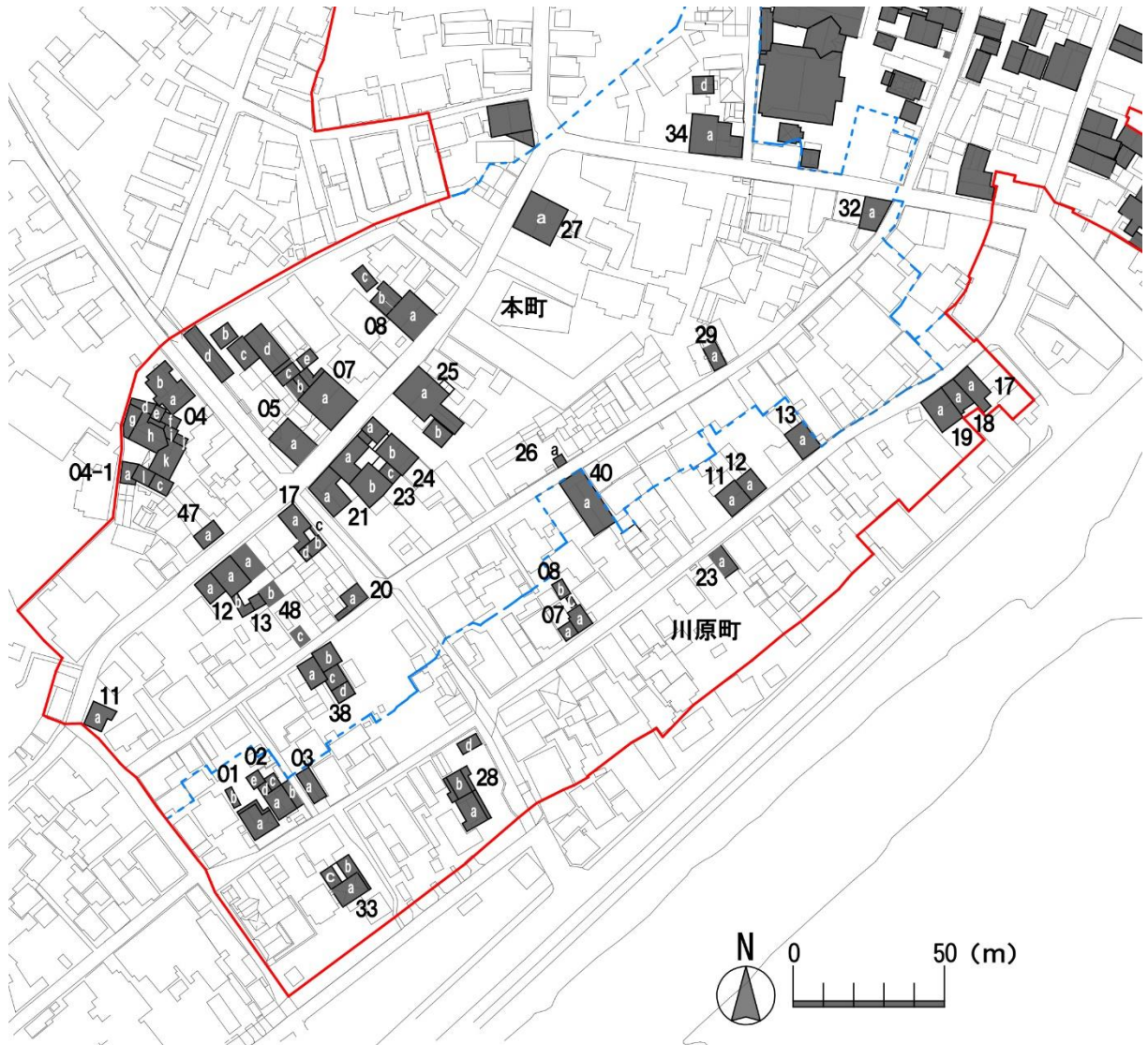


別図 4 : 伝統的建造物（建築物）位置図その 2



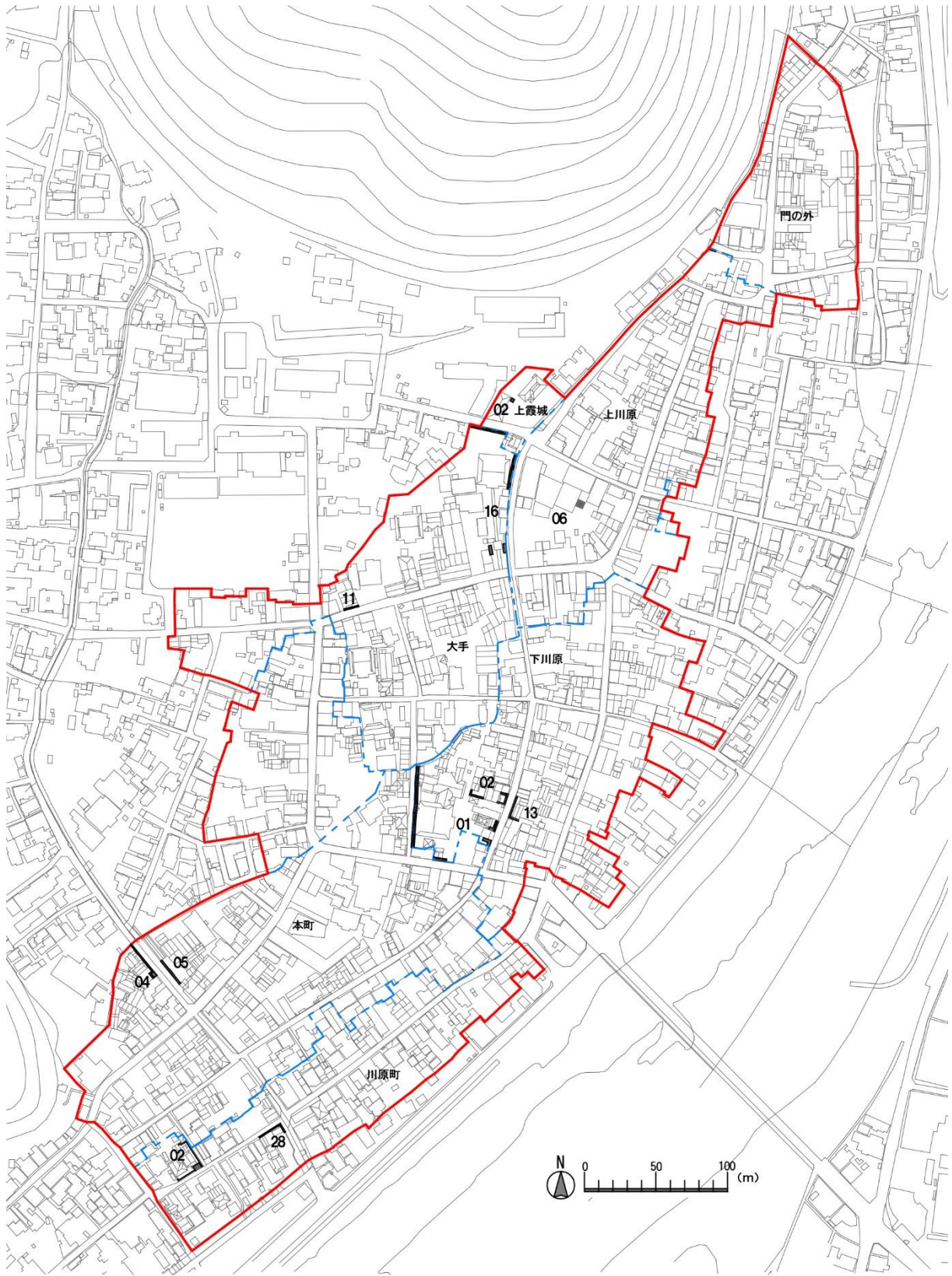
- |   |  |
|---|--|
|  伝統的建造物群保存地区 |  伝統的建造物・建築物 |
|  字界          |  登録文化財      |

別図 5 : 伝統的建造物（建築物）位置図その3



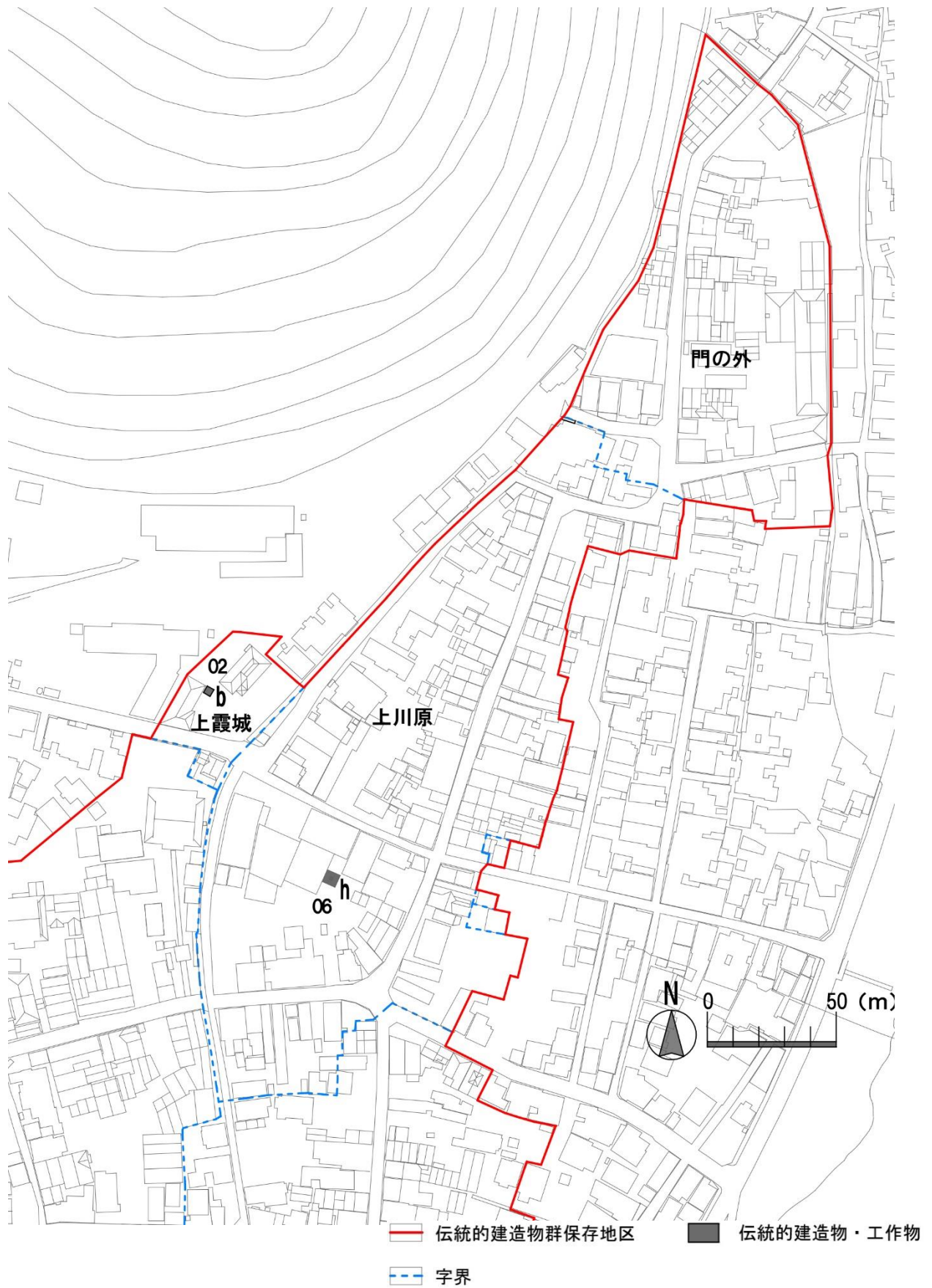
- 
- 伝統的建造物群保存地区
- 
- 字界
- 
- 伝統的建造物・建築物

別図 6 : 伝統的建造物（工作物）全体位置図

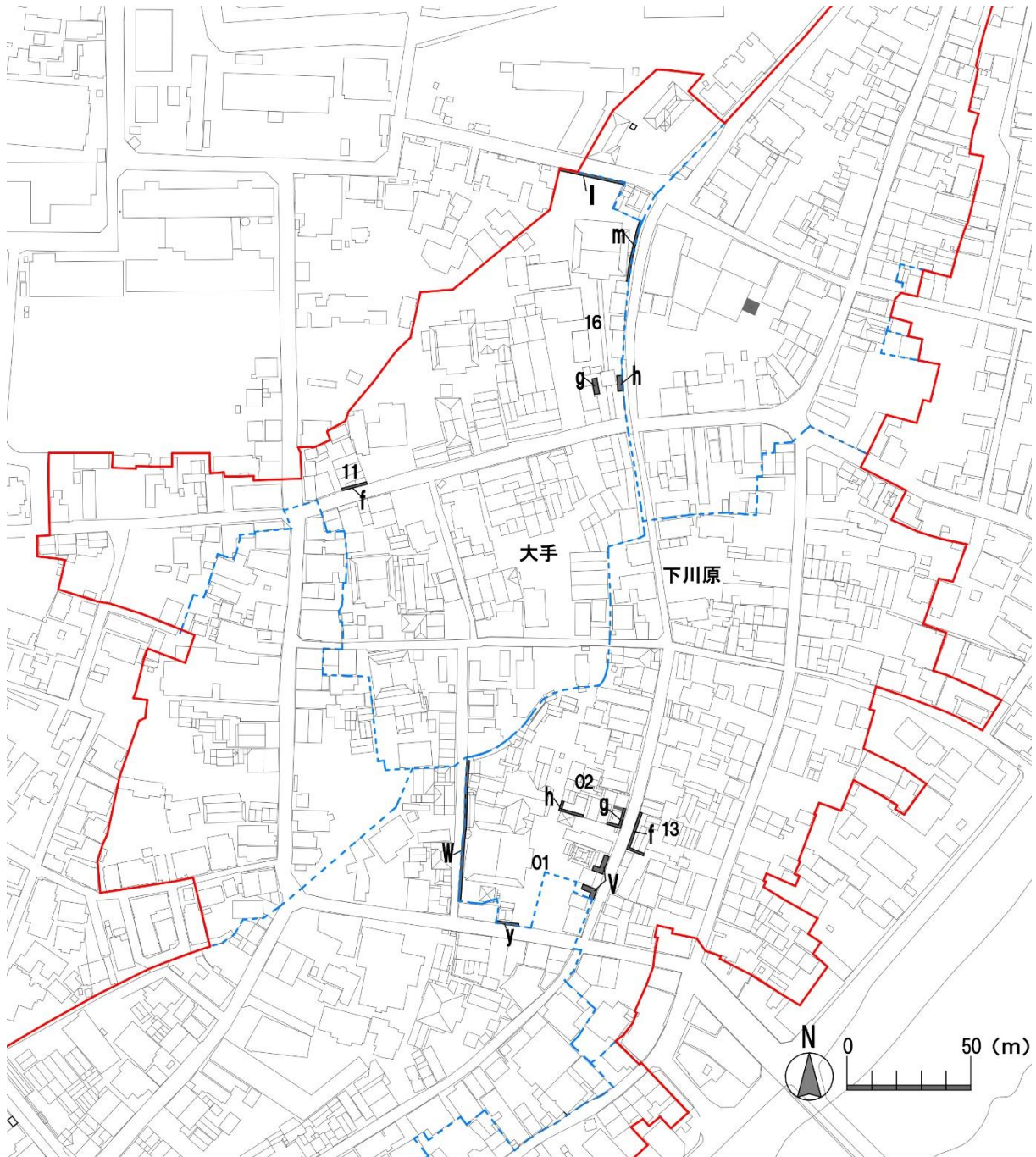


- - 
  - 
  -
- 伝統的建造物群保存地区
  伝統的建造物・工作物候補
- 字界

別図 7 : 伝統的建造物（工作物）位置図その 1

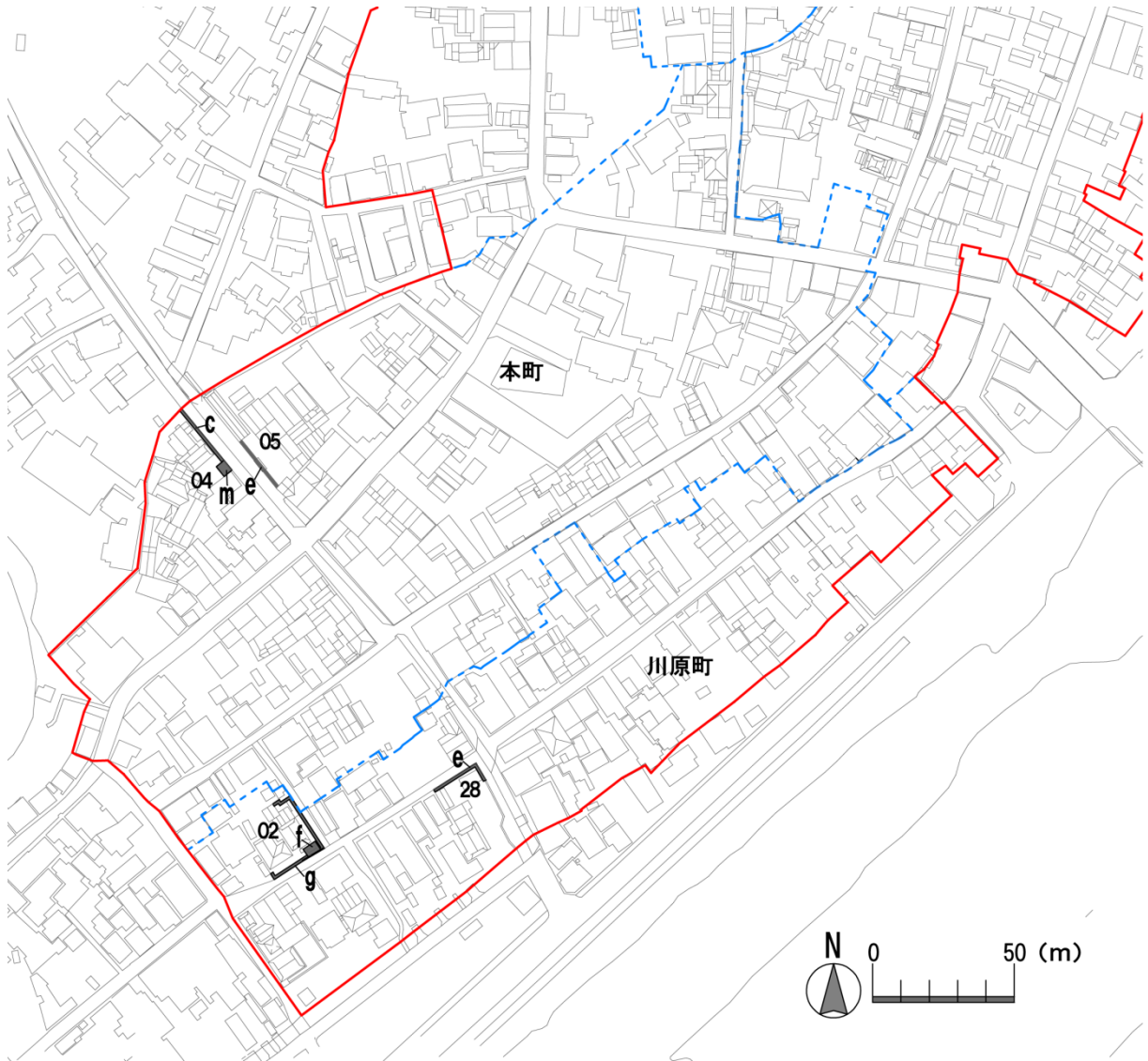


別図 8 : 伝統的建造物（工作物）位置図その 2



- 伝統的建造物群保存地区
- 伝統的建造物・工作物
- 字界

別図 9 : 伝統的建造物（工作物）位置図その 3



- 伝統的建造物群保存地区
- 字界
- 伝統的建造物・工作物

別表1：伝統的建造物（建築物）リスト

| 通し番号 | 家屋番号   | 所在地   | 種別 | 通し番号 | 家屋番号     | 所在地 | 種別  | 通し番号 | 家屋番号    | 所在地 | 種別  | 通し番号 | 家屋番号   | 所在地  | 種別  | 通し番号 | 家屋番号  | 所在地 | 種別 |
|------|--------|-------|----|------|----------|-----|-----|------|---------|-----|-----|------|--------|------|-----|------|-------|-----|----|
| 1    | 門01    | a 門の外 | 主屋 | 62   | 上川36 a   | 上川原 | 主屋  | 123  | 下川33 a  | 下川原 | 主屋  | 184  | 大手15 g | 大手   | 門   | 245  | 本47 c | 本町  | 土蔵 |
| 2    | 門02    | a 門の外 | 土蔵 | 63   | 上霞01 a   | 上霞城 | 主屋  | 124  | 下川33 b  | 下川原 | 土蔵  | 185  | 大手16 a | 大手   | 本堂  | 246  | 本48 a | 本町  | 主屋 |
| 3    | 門02    | b 門の外 | 土蔵 | 64   | 上霞02 a   | 上霞城 | 主屋  | 125  | 下川33 c  | 下川原 | 主屋  | 186  | 大手16 c | 大手   | 堂   | 247  | 本48 b | 本町  | 離れ |
| 4    | 門06    | a 門の外 | 主屋 | 65   | 上霞03 a   | 上霞城 | 主屋  | 126  | 下川33 d  | 下川原 | 離れ  | 187  | 大手16 d | 大手   | 堂   | 248  | 本48 c | 本町  | 土蔵 |
| 5    | 門07    | a 門の外 | 主屋 | 66   | 下川01 a   | 下川原 | 本堂  | 127  | 下川34 a  | 下川原 | 主屋  | 188  | 大手16 e | 大手   | 堂   | 249  | 川01 a | 川原町 | 主屋 |
| 6    | 門09    | a 門の外 | 主屋 | 67   | 下川01 b   | 下川原 | 庫裏  | 128  | 下川35 a  | 下川原 | 主屋  | 189  | 大手16 f | 大手   | 門   | 250  | 川01 b | 川原町 | 納屋 |
| 7    | 門09    | b 門の外 | 主屋 | 68   | 下川01 c   | 下川原 | 玄関  | 129  | 下川35 b  | 下川原 | 主屋  | 190  | 大手16 i | 大手   | 手水舎 | 251  | 川02 a | 川原町 | 主屋 |
| 8    | 門09    | c 門の外 | 主屋 | 69   | 下川01 d   | 下川原 | 庫裏  | 130  | 下川36 a  | 下川原 | 主屋  | 191  | 本04 a  | 本町   | 主屋  | 252  | 川02 b | 川原町 | 主屋 |
| 9    | 門09    | d 門の外 | 土蔵 | 70   | 下川01 e   | 下川原 | 納屋  | 131  | 下川36 b  | 下川原 | 離れ  | 192  | 本04 b  | 本町   | 主屋  | 253  | 川02 c | 川原町 | 主屋 |
| 10   | 門09    | e 門の外 | 納屋 | 71   | 下川01 f   | 下川原 | 庫裏  | 132  | 下川37 a  | 下川原 | 主屋  | 193  | 本04 d  | 本町   | 渡廊下 | 254  | 川02 d | 川原町 | 主屋 |
| 11   | 門10    | a 門の外 | 工場 | 72   | 下川01 g   | 下川原 | 庫裏  | 133  | 下川38 a  | 下川原 | 主屋  | 194  | 本04 e  | 本町   | 離れ  | 255  | 川02 e | 川原町 | 土蔵 |
| 12   | 門10    | c 門の外 | 工場 | 73   | 下川01 h   | 下川原 | 庫裏  | 134  | 下川39 a  | 下川原 | 主屋  | 195  | 本04 f  | 本町   | 離れ  | 256  | 川03 a | 川原町 | 主屋 |
| 13   | 門10    | i 門の外 | 工場 | 74   | 下川01 i   | 下川原 | 庫裏  | 135  | 下川39 b  | 下川原 | 主屋  | 196  | 本04 g  | 本町   | 渡廊下 | 257  | 川07 a | 川原町 | 主屋 |
| 14   | 門10    | j 門の外 | 工場 | 75   | 下川01 j   | 下川原 | 庫裏  | 136  | 下川39 c  | 下川原 | 離れ  | 197  | 本04 h  | 本町   | 離れ  | 258  | 川08 a | 川原町 | 主屋 |
| 15   | 門11    | a 門の外 | 離れ | 76   | 下川01 k   | 下川原 | 庫裏  | 137  | 下川39 d  | 下川原 | 土蔵  | 198  | 本04 i  | 本町   | 離れ  | 259  | 川08 b | 川原町 | 土蔵 |
| 16   | 門11    | b 門の外 | 主屋 | 77   | 下川01 l   | 下川原 | 庫裏  | 138  | 下川39 e  | 下川原 | 納屋  | 199  | 本04 j  | 本町   | 離れ  | 260  | 川08 c | 川原町 | 離れ |
| 17   | 門12    | a 門の外 | 主屋 | 78   | 下川01 m   | 下川原 | 庫裏  | 139  | 下川39 f  | 下川原 | 離れ  | 200  | 本04 k  | 本町   | 離れ  | 261  | 川11 a | 川原町 | 主屋 |
| 18   | 門12    | d 門の外 | 離れ | 79   | 下川01 o   | 下川原 | 土蔵  | 140  | 下川41 a  | 下川原 | 主屋  | 201  | 本04 l  | 本町   | 土蔵  | 262  | 川12 a | 川原町 | 主屋 |
| 19   | 上川03   | a 上川原 | 主屋 | 80   | 下川01 p   | 下川原 | 鐘楼  | 141  | 下川42 a  | 下川原 | 主屋  | 202  | 本04-l  | a 本町 | 納屋  | 263  | 川13 a | 川原町 | 主屋 |
| 20   | 上川03   | b 上川原 | 土蔵 | 81   | 下川01 q   | 下川原 | 土蔵  | 142  | 下川42 b  | 下川原 | 離れ  | 203  | 本05 a  | 本町   | 主屋  | 264  | 川17 a | 川原町 | 主屋 |
| 21   | 上川03   | d 上川原 | 土蔵 | 82   | 下川01 r   | 下川原 | 庫裏  | 143  | 下川44 a  | 下川原 | 主屋  | 204  | 本05 b  | 本町   | 土蔵  | 265  | 川18 a | 川原町 | 主屋 |
| 22   | 上川03   | f 上川原 | 主屋 | 83   | 下川01 s   | 下川原 | 手水舎 | 144  | 下川44 b  | 下川原 | 土蔵  | 205  | 本05 c  | 本町   | 土蔵  | 266  | 川19 a | 川原町 | 主屋 |
| 23   | 上川03   | g 上川原 | 主屋 | 84   | 下川01 t   | 下川原 | 門   | 145  | 下川45 a  | 下川原 | 主屋  | 206  | 本05 d  | 本町   | 納屋  | 267  | 川23 a | 川原町 | 主屋 |
| 24   | 上川04   | a 上川原 | 主屋 | 85   | 下川01 u   | 下川原 | 門   | 146  | 下川45 b  | 下川原 | 離れ  | 207  | 本07 a  | 本町   | 主屋  | 268  | 川28 a | 川原町 | 主屋 |
| 25   | 上川05   | a 上川原 | 主屋 | 86   | 下川01 x   | 下川原 | 土蔵  | 147  | 下川45 c  | 下川原 | 工場  | 208  | 本07 b  | 本町   | 主屋  | 269  | 川28 b | 川原町 | 主屋 |
| 26   | 上川05   | b 上川原 | 離れ | 87   | 下川02 a   | 下川原 | 主屋  | 148  | 下川45 d  | 下川原 | 工場  | 209  | 本07 c  | 本町   | 離れ  | 270  | 川28 d | 川原町 | 土蔵 |
| 27   | 上川06   | a 上川原 | 土蔵 | 88   | 下川02 b   | 下川原 | 主屋  | 149  | 下川46 a  | 下川原 | 主屋  | 210  | 本07 d  | 本町   | 離れ  | 271  | 川33 a | 川原町 | 主屋 |
| 28   | 上川06   | c 上川原 | 土蔵 | 89   | 下川02 c   | 下川原 | 離れ  | 150  | 下川46 b  | 下川原 | 離れ  | 211  | 本07 e  | 本町   | 土蔵  | 272  | 川33 b | 川原町 | 離れ |
| 29   | 上川07   | a 上川原 | 主屋 | 90   | 下川02 d   | 下川原 | 納屋  | 151  | 下川47 a  | 下川原 | 主屋  | 212  | 本08 a  | 本町   | 主屋  | 273  | 川33 c | 川原町 | 土蔵 |
| 30   | 上川08   | a 上川原 | 主屋 | 91   | 下川02 e   | 下川原 | 離れ  | 152  | 下川48 b  | 下川原 | 離れ  | 213  | 本08 b  | 本町   | 離れ  |      |       |     |    |
| 31   | 上川08   | e 上川原 | 主屋 | 92   | 下川02 f   | 下川原 | 離れ  | 153  | 下川48 c  | 下川原 | 土蔵  | 214  | 本08 c  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 32   | 上川10   | a 上川原 | 主屋 | 93   | 下川02 i   | 下川原 | 渡廊下 | 154  | 立01 a   | 立町  | 主屋  | 215  | 本11 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 33   | 上川11   | a 上川原 | 主屋 | 94   | 下川04 a   | 下川原 | 主屋  | 155  | 立01 b   | 立町  | 納屋  | 216  | 本12 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 34   | 上川11   | b 上川原 | 離れ | 95   | 下川04 b   | 下川原 | 主屋  | 156  | 立04 a   | 立町  | 主屋  | 217  | 本13 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 35   | 上川12   | a 上川原 | 主屋 | 96   | 下川04 c   | 下川原 | 離れ  | 157  | 立05 a   | 立町  | 主屋  | 218  | 本13 b  | 本町   | 納屋  |      |       |     |    |
| 36   | 上川13   | a 上川原 | 主屋 | 97   | 下川09 a   | 下川原 | 主屋  | 158  | 立05 b   | 立町  | 離れ  | 219  | 本13 c  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 37   | 上川14   | a 上川原 | 主屋 | 98   | 下川09 b   | 下川原 | 離れ  | 159  | 立05 c   | 立町  | 離れ  | 220  | 本17 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 38   | 上川16   | a 上川原 | 主屋 | 99   | 下川13 a   | 下川原 | 主屋  | 160  | 立06 a   | 立町  | 主屋  | 221  | 本17 b  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 39   | 上川16   | b 上川原 | 離れ | 100  | 下川13 b   | 下川原 | 離れ  | 161  | 立10-1 a | 立町  | 主屋  | 222  | 本17 c  | 本町   | 渡廊下 |      |       |     |    |
| 40   | 上川16   | c 上川原 | 離れ | 101  | 下川13 c   | 下川原 | 土蔵  | 162  | 立10-2 a | 立町  | 主屋  | 223  | 本17 d  | 本町   | 納屋  |      |       |     |    |
| 41   | 上川17   | a 上川原 | 主屋 | 102  | 下川13 d   | 下川原 | 土蔵  | 163  | 大手02 a  | 大手  | 本堂  | 224  | 本20 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 42   | 上川18   | a 上川原 | 主屋 | 103  | 下川13 e   | 下川原 | 土蔵  | 164  | 大手02 f  | 大手  | 門   | 225  | 本21 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 43   | 上川21   | a 上川原 | 門  | 104  | 下川13 g   | 下川原 | 離れ  | 165  | 大手03 a  | 大手  | 本堂  | 226  | 本23 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 44   | 上川22-2 | a 上川原 | 主屋 | 105  | 下川16 a   | 下川原 | 土蔵  | 166  | 大手03 e  | 大手  | 門   | 227  | 本23 b  | 本町   | 納屋  |      |       |     |    |
| 45   | 上川23   | a 上川原 | 主屋 | 106  | 下川17 a   | 下川原 | 主屋  | 167  | 大手03 f  | 大手  | 手水舎 | 228  | 本24 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 46   | 上川24   | a 上川原 | 主屋 | 107  | 下川17 b   | 下川原 | 離れ  | 168  | 大手03 h  | 大手  | 鐘楼  | 229  | 本24 b  | 本町   | 離れ  |      |       |     |    |
| 47   | 上川26   | a 上川原 | 主屋 | 108  | 下川17 c   | 下川原 | 土蔵  | 169  | 大手04 a  | 大手  | 主屋  | 230  | 本24 c  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 48   | 上川27   | a 上川原 | 主屋 | 109  | 下川17 d   | 下川原 | 主屋  | 170  | 大手04 b  | 大手  | 主屋  | 231  | 本25 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 49   | 上川28   | a 上川原 | 主屋 | 110  | 下川19 a   | 下川原 | 主屋  | 171  | 大手04 c  | 大手  | 離れ  | 232  | 本25 b  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 50   | 上川29   | a 上川原 | 主屋 | 111  | 下川20 a   | 下川原 | 納屋  | 172  | 大手04 d  | 大手  | 離れ  | 233  | 本26 a  | 本町   | 門   |      |       |     |    |
| 51   | 上川30   | a 上川原 | 主屋 | 112  | 下川20 b   | 下川原 | 納屋  | 173  | 大手06 a  | 大手  | 主屋  | 234  | 本27 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 52   | 上川32   | a 上川原 | 主屋 | 113  | 下川21 a   | 下川原 | 土蔵  | 174  | 大手08 a  | 大手  | 主屋  | 235  | 本29 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 53   | 上川33   | a 上川原 | 納屋 | 114  | 下川24 a   | 下川原 | 主屋  | 175  | 大手09 a  | 大手  | 主屋  | 236  | 本32 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 54   | 上川33   | b 上川原 | 離れ | 115  | 下川24 b   | 下川原 | 離れ  | 176  | 大手10 a  | 大手  | 主屋  | 237  | 本34 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 55   | 上川33   | c 上川原 | 主屋 | 116  | 下川28 a   | 下川原 | 主屋  | 177  | 大手11 a  | 大手  | 主屋  | 238  | 本34 d  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 56   | 上川34   | a 上川原 | 主屋 | 117  | 下川28 b   | 下川原 | 主屋  | 178  | 大手11 b  | 大手  | 主屋  | 239  | 本38 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |
| 57   | 上川35   | a 上川原 | 主屋 | 118  | 下川29 a   | 下川原 | 主屋  | 179  | 大手11 d  | 大手  | 主屋  | 240  | 本38 b  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 58   | 上川35   | b 上川原 | 主屋 | 119  | 下川29 b   | 下川原 | 離れ  | 180  | 大手11 e  | 大手  | 納屋  | 241  | 本38 c  | 本町   | 土蔵  |      |       |     |    |
| 59   | 上川35   | c 上川原 | 主屋 | 120  | 下川29 c   | 下川原 | 離れ  | 181  | 大手15 a  | 大手  | 本堂  | 242  | 本38 d  | 本町   | 離れ  |      |       |     |    |
| 60   | 上川35   | d 上川原 | 納屋 | 121  | 下川31-1 a | 下川原 | 主屋  | 182  | 大手15 c  | 大手  | 本堂  | 243  | 本40 a  | 川原町  | 主屋  |      |       |     |    |
| 61   | 上川35   | e 上川原 | 納屋 | 122  | 下川31-1 b | 下川原 | 主屋  | 183  | 大手15 f  | 大手  | 鐘楼  | 244  | 本47 a  | 本町   | 主屋  |      |       |     |    |

別表 2 : 伝統的建造物（工作物）リスト

| 通し番号 | 家屋番号 |   | 所在地 | 種別 |
|------|------|---|-----|----|
| 1    | 上霞02 | b | 上霞城 | 煙突 |
| 2    | 上川06 | h | 上川原 | 煙突 |
| 3    | 下川01 | v | 下川原 | 塀  |
| 4    | 下川01 | w | 下川原 | 塀  |
| 5    | 下川01 | y | 下川原 | 塀  |
| 6    | 下川02 | g | 下川原 | 塀  |
| 7    | 下川02 | h | 下川原 | 塀  |
| 8    | 下川13 | f | 下川原 | 塀  |
| 9    | 大手11 | f | 大手  | 塀  |
| 10   | 大手16 | g | 大手  | 塀  |
| 11   | 大手16 | h | 大手  | 塀  |
| 12   | 大手16 | l | 大手  | 塀  |
| 13   | 大手16 | m | 大手  | 塀  |
| 14   | 本04  | c | 本町  | 塀  |
| 15   | 本04  | m | 本町  | 門  |
| 16   | 本05  | e | 本町  | 塀  |
| 17   | 川02  | f | 川原町 | 門  |
| 18   | 川02  | g | 川原町 | 塀  |
| 19   | 川28  | e | 川原町 | 塀  |



別表3：修理基準

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 建築物              | 敷地割  | ・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。  |
|                  | 位置・規模  | ・同上  |
|                  | 高さ   | ・同上  |
|                  | 構造   | ・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。<br>・旧状を損なわないよう、然るべき構造補強を図るよう努める。   |
|                  | 屋根   | ・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。  |
|                  | 軒庇・庇   | ・同上  |
|                  | 外壁   | ・同上  |
|                  | 建具   | ・同上  |
|                  | 基礎   | ・同上  |
|                  | 色彩   | ・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。  |
|                  | 設備機器等  | ・通りから見えにくい配置、形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、町並みと調和する材料、仕上げ、着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。<br>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観を損なわないものとする。 |
| 屋外広告物            | ・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとする。 |  |
| 工<br>作<br>物<br>等 | 門  | ・原則として、履歴を調査の上、現状維持又は然るべき旧状に復原する。  |
|                  | 塀  | ・同上  |
|                  | 石垣   | ・同上  |
|                  | 屋外広告物  | ・同上  |
| 環境物件             | ・町並みに調和するよう現状維持及び保全又は復旧とする。                      |  |

別表4：修景基準

|                            |                  |  |
|----------------------------|------------------|--|
| 建築物                        | 敷地割              | ・現状維持を原則とする。   |
|                            | 位置・規模            | ・両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。  |
|                            | 高さ               | ・地上2階建以下を原則とする。<br>・主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根高さは、伝統的建造物の特性を維持したものとす。   |
|                            | 構造               | ・原則として在来軸組工法又は伝統工法とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえる等、町並みと調和するものとする。   |
|                            | 屋根               | ・主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻造り平入りとする。<br>・その他の建築物の形態は、原則として切妻造り、入母屋造りのいずれかとし、伝統的建造物の特性を維持したものとす。<br>・材料は、原則として和瓦葺きとする等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。<br>・勾配は、原則として周囲の伝統的建造物と類似したものとす。 |
|                            | 軒・庇              | ・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。<br>・軒及び庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げ等は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。<br>・屋根材料は、原則として和瓦葺きとし、伝統的建造物の特性を維持したものとす。                                    |
|                            | 外壁               | ・材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。   |
|                            | 建具               | ・位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。<br>・建具は原則として木製とする。<br>・主たる通りから望見できる箇所にある建具には、伝統的な意匠の出格子や虫籠窓を設ける等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。  |
|                            | 基礎               | ・基礎の立ち上がり部分は見えないようにする。   |
|                            | 色彩               | ・伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として町並みに調和したものとす。   |
|                            | 工<br>作<br>物<br>等 | 設備機器等  |
| 屋外広告物                      |                  | ・掲出数は必要最小限とし、材質、大きさ、位置、色彩等については、周囲の景観に調和したものとす。  |
| 門                          |                  | ・規模、様式、材料、仕上げ、着色については、周囲の伝統的建造物の特性に合わせたものとす。   |
| 塀                          |                  | ・同上  |
| 駐<br>車<br>場<br>・<br>車<br>庫 | 石垣               | ・同上  |
|                            | 屋外広告物            | ・同上  |
| 駐車場・車庫                     |                  | ・駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設ける等して、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。<br>・車庫を設ける場合は、建築物の修景基準に従うものとする。  |

別表5：許可基準

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 建築物              | 敷地割   | ・現状維持を原則とする。  |
|                  | 位置・規模   | ・町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。<br>・主たる通り側に面する建築物について、駐車スペース等を確保するためにやむを得ず建物を後退させる場合は、門や塀を設置し、町並みの連続性を損なわないものとする。      |
|                  | 高さ  | ・地上2階建以下を原則とする。やむを得ず3階建以上とする場合は3階建以上の壁面を後退させ、主要な通りから望見できないものとする。<br>・屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和するものとする。                 |
|                  | 構造  | ・主要構造は、原則として木造とする。ただし、規模や用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、町並みと調和するものとする。  |
|                  | 屋根  | ・主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻造り平入りとする。<br>・その他の建築物の形態は、切妻造り、入母屋造り、寄棟造り等の勾配屋根とする。<br>・材料及び勾配等については、歴史的風致を損なわないものとする。 |
|                  | 軒・庇   | ・主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。<br>・軒、庇の出幅、高さは、周囲の伝統的建造物と合わせ、町並みとして調和のとれたものとする。                                     |
|                  | 外壁  | ・木材、土壁、石材、漆喰等の自然系素材を用いるよう努め、歴史的風致を損なわない位置、形態、仕上げとする。  |
|                  | 建具  | ・歴史的風致を損なわないものとする。  |
|                  | 基礎  | ・同上   |
|                  | 色彩  | ・全体として歴史的風致を損なわないものとする。   |
|                  | 設備機器等   | ・歴史的風致を損なわないものとする。  |
| 屋外広告物            | ・同上   |   |
| 工<br>作<br>物<br>等 | 門   | ・町並みと調和する規模、材料、仕上げ、着色とし歴史的風致を損なわないものとする。  |
|                  | 塀   | ・同上   |
|                  | 石垣  | ・同上   |
|                  | 屋外広告物   | ・同上   |
| 車庫・駐車場           | ・駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設ける等して、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。<br>・車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。 |   |
| 土地の形質の変更         | ・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。<br>・空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る。                               |   |
| 樹木の伐採・植栽         | ・伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。  |   |
| 土石類の採取           | ・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。   |   |